

## 令和5年度奨学生募集のお知らせ

令和5年度奨学資金貸付を下記の通り受付します。ご希望があれば手続きしてください。  
(年度途中での申請も可能です。手続等についてはお問い合わせください。)

### ■ 目的

経済的理由により就学が困難と認められる方に対し、学資を貸与して就学を援助し、有為な人材を育成する。

### ■ 貸与条件

- ① 引き続き1年以上芸西村にお住まいの方のお子様
- ② 勉学意欲がある学生で経済的理由により就学が困難な方
- ③ 税金等の滞納がない世帯であること（給食費等を含む）
- ④ 世帯の所得が別表に定める基準以下であること

令和4年度（令和3年中）の世帯の所得で判定

○所得基準額表

世帯区分	所得基準額
1人世帯	2,242,000
2人世帯	3,140,000
3人世帯	4,020,000
4人世帯	4,803,000
5人世帯	5,613,000
6人世帯	6,540,000
7人世帯	7,476,000
8人世帯	8,446,000
8人以上1人増すごとに加算する額	988,000

### ■ 奨学資金貸与額

高等学校等	月額 20,000円以内
大学等（県内）	月額 30,000円以内
大学等（県外）	月額 40,000円以内

## ■ 提出書類

提出書類：教育委員会にあります。

- ① 芸西村奨学資金貸与仮申請書
- ② 世帯の収入所得証明書
- ③ 税等の完納証明書

提出期限：**令和4年12月16日（金）**

書類に不備がない状態での提出期限となりますので、余裕をもってご相談ください。

提出場所：芸西村教育委員会 TEL 33-2400（奨学資金担当：近藤）

上記「芸西村奨学資金貸与仮申請書」をご提出いただいた方には、令和4年2月頃、本申請に必要な書類をお送りします。

●本申請に必要な書類（提出〆切4月末）

- ①奨学生願書 ②奨学生推薦調書 ③保護者の所得証明書 ④在学証明書 ⑤税等の完納証明書

## ■ 貸与の決定

申請者の中から奨学生選考委員会により5月末日までに決定し、貸与の可否を通知します。

## ■ 貸与期間と交付時期

正規の卒業期まで、年3回交付します。

- ① 6月交付 第1期分（4～8月分）
- ② 9月交付 第2期分（9～12月分）
- ③ 1月交付 第3期分（1～3月分）

## ■ 返還の方法

- ① 貸与期間が終了してから6ヶ月すえおき、5年か10年のいずれかの期間に、全額を月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法で返還していただきます。
- ② 無利子。
- ③ 卒業後、上級の学校に進学する等、正当と認められる事由のために返還が困難な場合は、願い出によってその期間返還を猶予することができます。
- ④ 本人が死亡する等、特別の事情によって返還が困難と認められた場合は、全部または一部が免除されることがあります。